

2023年4月18日

各 位

会社名 株式会社データ・アプリケーション
代表者名 代表取締役社長執行役員 安原 武志
(コード番号 : 3848)

問合せ先 取締役執行役員経営企画管理本部長 金子 貴昭
(TEL 03 - 6370 - 0909)

当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)）として、以下の当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲで定義されます。以下同じです。）への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを、社外取締役3名（いずれも監査等委員）を含む取締役全員の一致により決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、当社取締役会の決議により導入され、本日付けで効力を生じるものですが、株主の皆様のご意思をより反映させる観点から、2023年6月開催予定の当社第38回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。本プランは、本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

I 会社の支配に関する基本方針

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付行為等の提案の中には、例えば、共同研究等に関するものを含むステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、研究開発型企業である当社（グループ）の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。以下同じです。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

II 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

（1）当社の経営理念及び経営方針

当社は、「未来情報社会創造はひとりひとりの喜びから」を経営理念として掲げ、お客様ひとりひとりの喜びを私たちひとりひとりの喜びとし、この喜びが未来情報社会を創造する力となる企業でありたいと考えています。これを実現するために、「革新や進歩を目指した経営」「社会及びお客様に対しての貢献」「株主様に対しての貢献」「社員の幸福を実現する経営」を行ってまいります。

「革新や進歩を目指した経営」

：常にお客様の声を受け止め、企業成長に果敢にチャレンジします。

「社会及びお客様に対しての貢献」

：常に高い倫理観を持ち社会に対しての責任を持つとともに、ソフトウェア製品の研究開発とサービスにより社会発展に貢献します。

「株主様に対しての貢献」

：企業価値向上のための経営を行います。

「社員の幸福を実現する経営」

：社員が最も活躍できる環境及び各人の特性と個性を活かした活躍の場を用意するとともに、社員と共に仕事を通じて喜びを分かち合い、社員に対し公正に待遇します。

上記経営理念のもと、「データと一緒にワクワクする未来へ！」をありたい姿として定義し、社会インフラを支えるソフトウェアを提供することで、社会の利便性や生産性向上の実現を目指してまいります。この目的を達成するべく、中期ビジョンとして「変革への挑戦」を掲げ、経営方針として取り組んでおります。

（2）中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

2021年5月13日公表の中期経営計画（2021年3月期～2024年3月期）では、経営方針に基づく経営戦略として、「新市場開拓」「事業領域拡大深耕」「リカーリングビジネス推進」「優秀な人材採用・育成」の4つを基本方針として定めています。

新市場開拓

：研究開発や技術探求に加え、他社との協業等を実行しつつ、DXをはじめとした新たな市場開拓を行い、企業成長の方向性を広げること

事業領域拡大深耕

：継続的な製品機能のエンハンスや提供サービスの拡充等により、既存事業の周辺市場への展開を含め、事業領域の拡大深耕を目指すこと

リカーリングビジネス推進

：サポートサービスの品質を上げ、解約率の低減と顧客満足度の向上を図りつつ、リカーリングビジネスを推進し、収益安定性の向上を目指すこと

優秀な人材採用・育成

：教育・労働環境を整備し、優秀な人材の採用・育成に努め、企業としての持続的成長の実現を図ること

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、中期経営計画の最終年度である2024年3月期の目標を、

- ・売上高 2,500 百万円
- ・営業利益 350 百万円
- ・2021年3月期実績の3倍のサブスクリプション売上高
- ・DOE 3.5%を目安とした長期的・安定的な配当の維持

とし、開発・営業活動、投資を継続して積極的に実施して、これら指標の達成に努めてまいります。

なお、直近の中期経営計画の進捗状況及び当社の取組みの詳細につきましては、「2023年3月期 第2四半期決算説明会」(https://ssl4.eir-parts.net/doc/3848/ir_material_for_fiscal_ym1/126816/00.pdf) をご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する取組み

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に足る経営の実現のために、経営の迅速性、正確性及び公平性が企業の姿勢として求められていると認識しています。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るとともに企業価値の継続的な向上を実現するため、コーポレートガバナンス体制の強化を図っています。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会を設置しております。

取締役会は、社内取締役3名、社外取締役3名の計6名で構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、取締役及び執行役員等による経営会議を月1回開催し、各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項等に関する決議を行い、取締役の業務の執行を管理・監督する権限を有しています。なお、取締役のうち半数の3名が独立社外取締役です。

当社の監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、取締役会における経営監督機能の強化を目的として、独立した立場からの意見による牽制等、経営の意思決定における健全性や透明性の確保に努めています。

また、当社は経営の意思決定・監督と業務執行を分離した経営体制を構築するべく執行役員制度を導入しています。

III 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容）

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記I「会社の支配に関する基本方針」に沿って、導入されるものです。具

体的には、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としております。

当社は、上記 I 「会社の支配に関する基本方針」のとおり、最終的には株式の大規模買付行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、研究開発型企業である当社（グループ）固有の事業特性等を十分に踏まえていただいた上で、当社（グループ）の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握していただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の株式の取得が当社（グループ）の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社（グループ）固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付者による株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。また、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び交渉のための期間の確保を求めることによって、大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とし、もって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。

なお、2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は別紙1のとおりです。現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け等

本プランは、以下の①、②若しくは③に該当する行為又はこれらに類似する行為（こ

れらの提案を含みます。) (当社取締役会が承認したものを除き、以下「大規模買付行為等」といいます。) を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が、27%以上となる買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が27%以上となる公開買付け
- ③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が27%以上となるような場合に限ります。)

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じです。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味するものとします。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされるものを含みます。

⁹ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

¹⁰ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為等を開始してはならないものとします。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の客觀性及び合理性を担保することを目的として、独立委員会を設置します（独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任します（本プラン導入時点における独立委員会の委員の氏名及び略歴につきましては、別紙4をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することの是非についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について判断することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付者による必要情報の提供

（1）意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手續を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を日本語で提出していただきます。意向表明書には、上記誓約文言に加え、以下の事項を記載していただきます。

なお、意向表明書のほか、（2）に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限ります。

(i) 大規模買付者の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者、取締役（又はそれに相当する役職。）それぞれの氏名及びその過去 10 年間の経歴
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
 - (二) 直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位 10 名）及び実質株主（出資者）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (エ) 設立準備法
 - (ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前 60 日間ににおける大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為等を評価・検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」といいます。）の提供を要請するリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報では当社取締役会及び独立委員会による評価・検討等のために十分ではないと認めた場合には、適宜合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対して、追加的に必要情報の提供を要求することがあります。必要情報の追加提供の要求は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日（以下「最終回答期限日」といいます。）は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付者が必要情報リストを受領した日から起算して 60 日を超えないものとします（ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長す

¹¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

ることがあります。)。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、提供された必要情報の全部又は一部を開示します。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為等の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（名称、資本関係、沿革、役職者の経歴・経験、事業内容、財務内容等）
- ② 大規模買付行為等によって達成しようとする目的（意向表明書に記載の目的の詳細）
- ③ 大規模買付行為等の方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株券等の数及び大規模買付行為等後における株券等保有割合、大規模買付行為等の適法性を含みます。）
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的な内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的な内容
- ⑧ 大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑨ 大規模買付行為等完了後における当社の株主（大規模買付者を除きます。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑩ 大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根

拠

- ⑪ 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- ⑫ 大規模買付行為等のために投下した資本の回収方針

5. 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日又は最終回答期限日のうちいざれか早い日が到来した後、大規模買付者が行う大規模買付行為等の方法が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長 60 日間、その他の方法による大規模買付行為等の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。いずれの場合においても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大 30 日間とします。その場合、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に対して開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、評価・検討の内容等を含め公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

6. 大規模買付行為等が実施された場合の対応方針

（1）大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付者による大規模買付行為等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるものとみなして、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当て（別紙 5 をご参照ください。）とします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられるもあり得るものとします。

(2) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、当該大規模買付行為等についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為等に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為等に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為等及び当社が提示する当該大規模買付行為等に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙6に掲げる事由により、大規模買付行為等が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会は、例外的措置として、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記(1)記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

7. 対抗措置の発動に係る手続

当社取締役会は、上記6.において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関する事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することができます。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示します。

8. 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うものとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てについて、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当てを行う日（以下「割当期日」といいます。）の前日までの間は、当該新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての割当期日後においては、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

9. 本プランの有効期間、廃止・変更

本プランの有効期間は 2023 年 4 月 18 日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から 2024 年 6 月開催予定の第 39 期定時株主総会の終結時までとします。

ただし、本プランは、有効期間中であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、本プランの有効期間中であっても隨時見直しを行い、株主総会でご承認をいただいた上で、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて廃止又は変更の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設又は改廃を踏まえて本プランを修正し、又は変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV 本プランが株主・投資家に与える影響等

1. 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすること等を目的としております。当社取締役会の大規模買付行為等に関する意見や大規模買付行為等の提案に対する代替案等については、その決定に至った取締役会の評価・検討等の内容も含めて公表します。

これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為等にどのような対応をとるかについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することにつながるものと考えます。従いまして、本プランに定める手続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲの6.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（別紙5の第7項において定めるものをいいます。以下同じです。）以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当ての対象となる株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権を無償で割り当てられこととなります。その後、当社が、当該取得条項により新株予約権の取得の手続をとる場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止等を決定し、当社が新株予約権無償割当ての中止又は割り当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又

は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反することがないように予め注意を喚起するものです。

3. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当てを受ける株主の皆様は引受けの申込みを要することなく割当期日に新株予約権の割当てを受け、また、当社が、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権の取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は新株予約権無償割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただくため、当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に基づき、適時適切にその旨について開示いたします。

V 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5　いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲの1.において記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることの目的をもって導入されるものです。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の本プランの運用に関する重要な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

4. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入を決定した当社取締役会では、本定時株主総会において議案としてお諮りすることをあわせて決議しております。また、上記Ⅲの9.「本プランの有効期間、廃止・変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、独立委員会の勧告を踏まえ株主の皆様の意思を直接確認することが適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。従って、本プランに基づく対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

5. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲの9.において記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会

により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年となっており、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

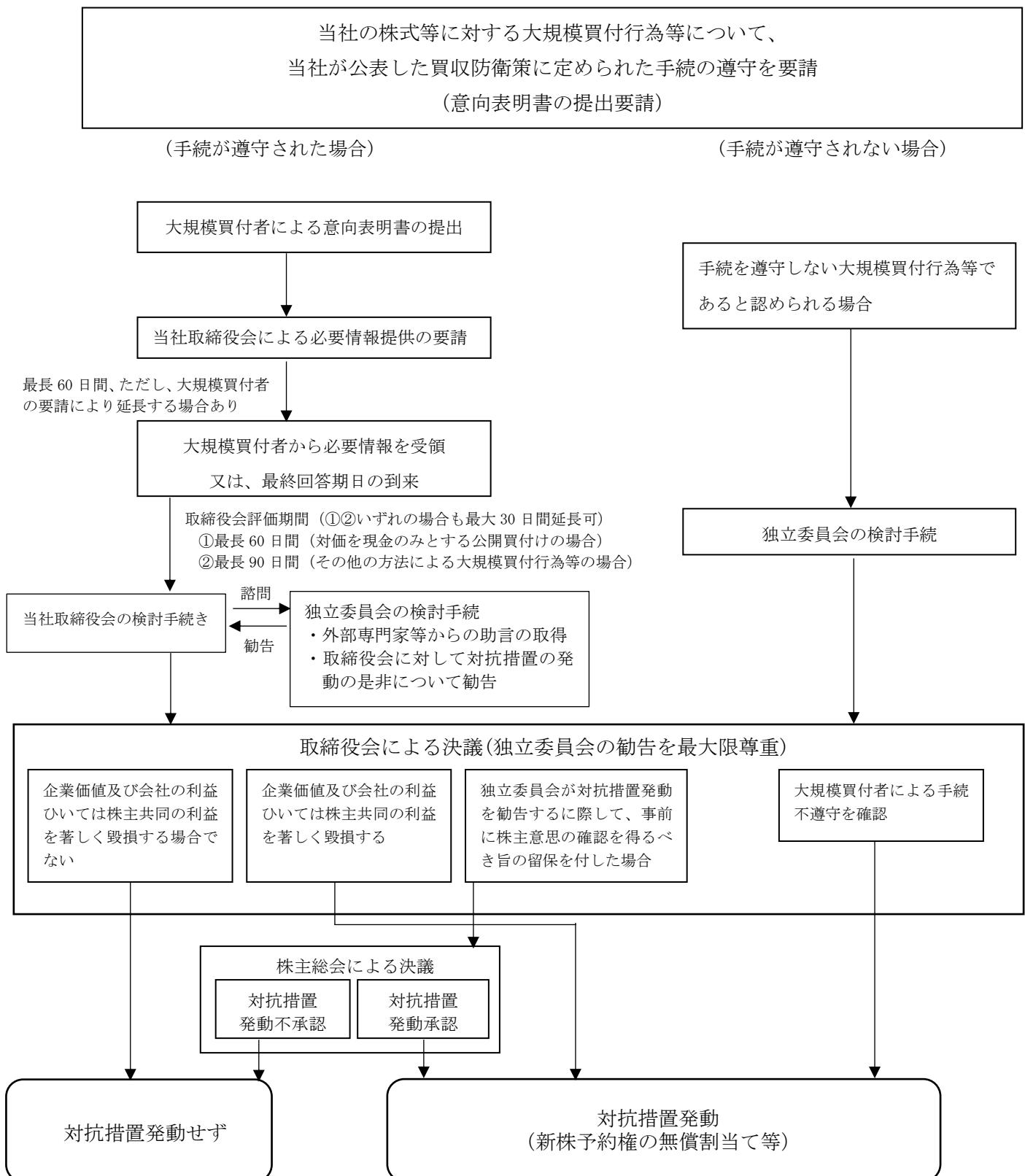
当社の大株主の状況

2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
橋本 慶太	840,000	13.55
株式会社UH Partners 2	568,200	9.16
光通信株式会社	452,800	7.30
株式会社UH Partners 3	448,400	7.23
武田 好修	444,970	7.18
中野 直樹	387,000	6.24
津賀 暢	228,400	3.68
ジイスクシステム株式会社	178,000	2.87
須藤 敏夫	148,000	2.38
株式会社エスアイエル	143,600	2.31

※ 当社は自己株式(1,216,058株)を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

本プランについてのフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役であった独立委員が社外取締役でなくなった場合（社外取締役として再任された場合を除く。）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 対抗措置の発動又は不発動（対抗措置の発動の可否についての株主総会への付議の実施を含む。）
 - ② 対抗措置の停止等又はそれらに類する事項
 - ③ 取締役会評価期間の延長
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
8. 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株

主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

9. 独立委員会は、必要に応じて、大規模買付者、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する説明及び帳票類の提出を求めることができる。
10. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等から助言を得ることができる。

以 上

(別紙4)

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

氏名 (生年月日)	略歴
板野 泰之 (1957年2月19日生)	<p>1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現・株式会社野村総合研究所）入社</p> <p>2005年4月 同社執行役員サービス・産業システム事業本部副本部長</p> <p>2009年4月 同社常務執行役員サービス・産業システム事業本部長兼関西支社長、中部支社長</p> <p>2014年6月 同社取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス担当</p> <p>2015年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス、健康経営担当</p> <p>2016年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門管掌</p> <p>2017年4月 同社取締役就任</p> <p>2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任</p> <p>2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）</p> <p>2018年9月 株式会社FIXER取締役就任</p> <p>2020年6月 ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社ヨータイ社外取締役就任（現任）</p>
浅野 昌孝 (1963年8月29日生)	<p>1989年10月 中央監査法人（みすず監査法人へ改称）入所</p> <p>1993年4月 公認会計士登録</p> <p>2002年4月 公認会計士浅野昌孝事務所開所（現任）</p> <p>2002年5月 税理士登録</p> <p>2006年10月 あると監査法人（現・あると築地有限責任監査法人）設立 社員就任</p> <p>2010年5月 あると築地監査法人（現・あると築地有限責任監査法人）理事長就任（現任）</p>

	<p>2014年6月 当社監査役（非常勤）就任</p> <p>2016年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p>
<p>本村 健 (1970年8月22日生)</p>	<p>1997年4月 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所</p> <p>2003年10月 Steptoe & Johnson LLP (Washington, D. C.) 勤務</p> <p>2007年6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事</p> <p>2009年1月 岩田合同法律事務所 パートナー（現任）</p> <p>2015年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官</p> <p>2016年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2017年12月 アルテリア・ネットワークス株式会社監査役 就任（現任）</p> <p>2019年4月 東京大学客員教授</p> <p>2019年12月 学校法人大妻学院監事（現任）</p> <p>2020年4月 東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師</p>

- (注) 1. 上記各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、上記各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出で
おります。

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当て総数

新株予約権の割当て総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で新株予約権の無償割当てをします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（大規模買付者の共同保有者及び特

別関係者並びに当社取締役会が下記(1)及び(2)のいずれかに該当すると合理的に認定した者をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意した者を除きます。)でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (1) 特定株主グループに属する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (2) 特定株主グループに属する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者との間にその一方が他方を実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、上記7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、上記7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として、金銭の交付は行わないこととします。新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を中止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株券等の高価売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的な内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断

される場合

10. その他 1. から 9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上